

【医療の担い手としての使命】

到達目標：

- △ 1) 薬剤師の医療の担い手としての倫理的責任を自覚する。(態度)
- △ 2) 医療過誤、リスクマネジメントにおける薬剤師の責任と義務を果たす。(態度)

【法律と制度】

到達目標：

- 1) 薬剤師に関連する法令の構成を説明できる。
- 2) 薬事法の重要な項目を列挙し、その内容を説明できる。
- 3) 薬剤師法の重要な項目を列挙し、その内容を説明できる。
- 4) 薬剤師に関わる医療法の内容を説明できる。
- △ 5) 医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法などの関連法規と薬剤師の関わりを説明できる。
- 6) 医薬品による副作用が生じた場合の被害救済について、その制度と内容を概説できる。
- 7) 製造物責任法を概説できる。

【管理薬】

到達目標：

- 1) 麻薬及び向精神薬取締法を概説し、規制される代表的な医薬品を列挙できる。
- 2) 覚せい剤取締法を概説し、規制される代表的な医薬品を列挙できる。
- 3) 大麻取締法およびあへん法を概説できる。
- 4) 毒物及び劇物取締法を概説できる。

【放射性医薬品】

到達目標：

- △ 1) 放射性医薬品の管理、取扱いに関する基準（放射性医薬品基準など）および制度について概説できる。
- △ 2) 代表的な放射性医薬品を列挙し、その品質管理に関する試験法を概説できる。

(2) 社会保障制度と薬剤経済

一般目標：

公平で質の高い医療を受ける患者の権利を保障するしくみを理解するために、社会保障制度と薬剤経済の基本的知識と技能を修得する。

【社会保障制度】

到達目標：

- 1) 日本における社会保障制度のしくみを説明できる。
- 2) 社会保障制度の中での医療保険制度の役割を概説できる。
- 3) 介護保険制度のしくみを説明できる。
- 4) 高齢者医療保健制度のしくみを説明できる。

【医療保険】

到達目標：

- 1) 医療保険の成り立ちと現状を説明できる。
- 2) 医療保険のしくみを説明できる。
- 3) 医療保険の種類を列挙できる。
- △ 4) 国民の福祉健康における医療保険の貢献と問題点について概説できる。

【薬剤経済】

到達目標：

- △1) 国民医療費の動向を概説できる。
- 2) 保険医療と薬価制度の関係を概説できる。
- △3) 診療報酬と薬価基準について説明できる。
- △4) 医療費の内訳を概説できる。
- △5) 薬物治療の経済評価手法を概説できる。
- △6) 代表的な症例をもとに、薬物治療を経済的な観点から解析できる。(知識・技能)

(3) コミュニティーファーマシー

一般目標：

コミュニティーファーマシー(地域薬局)のあり方と業務を理解するために、薬局の役割や業務内容、医薬分業の意義、セルフメディケーションなどに関する基本的知識と、それらを活用するための基本的態度を修得する。

【地域薬局の役割】

到達目標：

- 1) 地域薬局の役割を列挙できる。
- 2) 在宅医療および居宅介護における薬局と薬剤師の役割を説明できる。
- 3) 学校薬剤師の役割を説明できる。

【医薬分業】

到達目標：

- 1) 医薬分業のしくみと意義を説明できる。
- △2) 医薬分業の現状を概説し、将来像を展望する。(知識・態度)
- △3) かかりつけ薬局の意義を説明できる。

【薬局の業務運営】

到達目標：

- 1) 保険薬剤師療養担当規則および保険医療養担当規則を概説できる。
- △2) 薬局の形態および業務運営ガイドラインを概説できる。
- △3) 医薬品の流通のしくみを概説できる。
- △4) 調剤報酬および調剤報酬明細書(レセプト)について説明できる。

【OTC薬・セルフメディケーション】

到達目標：

- △1) 地域住民のセルフメディケーションのために薬剤師が果たす役割を討議する。(態度)
- 2) 主な一般用医薬品(OTC薬)を列挙し、使用目的を説明できる。
- 3) 漢方薬、生活改善薬、サプリメント、保健機能食品について概説できる。

実務実習モデル・コアカリキュラム

実務実習モデル・コアカリキュラム

平成15年12月

薬学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議

目次

実務実習モデル・コアカリキュラム

教育目標（一般目標・到達目標）

(I) 実務実習事前学習	62
(1) 事前学習を始めるにあたり	62
(2) 処方せんと調剤	62
(3) 疑義照会	63
(4) 医薬品の管理と供給	64
(5) リスクマネジメント	65
(6) 服薬説明と患者接遇	65
(7) 事前学習のまとめ	66
(II) 病院実習	67
(1) 病院調剤を実践する	67
(2) 医薬品を動かす・確保する	69
(3) 情報を正しく扱う	69
(4) ベッドサイドで学ぶ	70
(5) 薬剤を造る・調べる	71
(6) 医療人としての薬剤師	72
(III) 薬局実習	73
(1) 薬局アイテムと管理	73
(2) 情報のアクセスと活用	73
(3) 薬局調剤を実践する	74
(4) 薬局カウンターで学ぶ	77
(5) 地域で活躍する薬剤師	77
(6) 薬局業務を総合的に学ぶ	78

方略

(I) 実務実習事前学習	
(1) 事前学習を始めるにあたり	79
(2) 処方せんと調剤	79
(3) 疑義照会	79
(4) 医薬品の管理と供給	80
(5) リスクマネジメント	81
(6) 服薬説明と患者接遇	81
(7) 事前学習のまとめ	81
(II) 病院実習	
(1) 病院調剤を実践する	82
(2) 医薬品を動かす・確保する	83
(3) 情報を正しく扱う	84
(4) ベッドサイドで学ぶ	84
(5) 薬剤を造る・調べる	85
(6) 医療人としての薬剤師	85
(III) 薬局実習	
(1) 薬局アイテムと管理	86
(2) 情報のアクセスと活用	86
(3) 薬局調剤を実践する	87
(4) 薬局カウンターで学ぶ	89
(5) 地域で活躍する薬剤師	89
(6) 薬局業務を総合的に学ぶ	90

平成15年12月3日
実務実習モデル・コアカリキュラムの
作成に関する小委員会報告

1. モデル・コアカリキュラム作成の経緯

(1) モデル・コアカリキュラム作成の必要性

薬学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（以下、「協力者会議」という。）において、すべての薬学生にとって必須なものとして実務実習を位置づけ、その充実を図ることが重要であるとの点で認識の一致が見られた。他方、実務実習の現状を見ると、実施期間、実施内容ともに大学毎に異なっており、また、受け入れ体制についても、各団体において組織的な受け入れ方策についての検討が行われているものの、現段階では学生自身の努力に委ねられている部分が多いとの指摘が行われた。

そこで、実務実習の長期化も含めた充実を図るためには、実務実習に関するコア・カリキュラムとなる到達目標を策定し、それを実施するための方略を作成することが必要である、との点で協力者会議は一致し、実務実習モデル・コアカリキュラムを作成することとなった。

(2) 作成の経緯

小委員会は第1回の会合を平成15年7月2日に開催し、作業の方針及び作業部会の設置について合意が行われた。7月16日に小委員会と作業部会の合同会合が開催され、作業の方針及び今後のスケジュールが示された。

作業部会は平成15年7月26日、27日及び8月10日に会合を開催した。この作業部会には、大学関係者、病院関係者、薬局関係者が参加し、実務実習モデル・コアカリキュラムの目標（一般目標と到達目標）及び方略についての検討を行った。この作業部会における検討の結果は、平成15年9月5日付で全国の薬科大学（薬学部）にアンケート形式でフィードバックされ、各大学から提出された意見を踏まえて、小委員会において9月22日に検討が行われた。

(3) 作業に当たっての留意事項

① 大学教育に必要なものとして作成したこと

本モデル・コアカリキュラムは大学教育における薬学教育として必要となる実務実習内容を盛り込んだものである。すなわち、薬系大学・学部・研究科において、共通して学んでおくべき事項を整理したものである。

② 積み上げ方式で作成したこと

今後の薬学教育において必要となる内容は何か、それを十分に学生に履修させるた

めに必要となる各種資源や時間数は何か、という観点から積み上げ式で作成を行った。

③. 大学関係者及び薬局・病院関係者の協力のもと作成したこと

実務実習モデル・コアカリキュラムの到達目標及び方略は、それが効果的かつ現実的に実施される必要がある。そのため、主な実習受け入れ機関である薬局及び病院関係者が小委員会及び作業部会に参加し、作成が行われた。

これにより、受け入れ機関側の事情にも十分に配慮した内容として実務実習モデル・コアカリキュラムの作成が可能となった。

2. 目標について

目標においては、各大学が編成するカリキュラムの参考となるよう、習得すべきと考えられる必須の基本となる事項を提示しており、各薬科大学（薬学部）における実務実習において必ず習得させることが必要な事項を列挙している。また、さらに充実した実務実習を目指して、この到達目標に基づき作成されたカリキュラムの他に、各薬科大学（薬学部）がその教育理念や特色に基づいたカリキュラムを設定し、各大学の特色にあわせた多彩なメニューを発展的・選択的なカリキュラムとして作成することも可能である。

3. 方略について

(1) 現状における実務実習の問題点

医療薬学教育の充実のため、実務実習を量的にも質的にも充実することが必要であるが、実務実習の現状は、必修とされているところもあれば選択とされているところもあり、その期間も2週間から1ヶ月までと、大学によってまちまちである。また、病院実習のみが行われている場合もあり、病院と薬局においてバランスよく実習が行われているとは言い難い。

薬科大学（薬学部）における実務実習は、附属病院が必置とされている医学部や歯学部における臨床実習と異なり、大学あるいはその地域の調整機構の依頼により、病院・薬局において実施されているのが通例である。組織上の関係を有しない病院や薬局において実務実習が行われるという薬科大学（薬学部）特有の事情故、教育内容の水準が担保しづらく、また、指導体制の構築、受け入れ体制の構築にあたって様々な困難がある。これが、これまでの薬科大学（薬学部）における実務実習への取り組みがまちまちなものとなってきた原因の一つであると考えられる。

(2) 方略作成の必要性及び方略の性格

実務実習のさらなる充実を検討する際には、すべての大学でこれを十分に実施することができるようにすることが必要であり、かつ、すべての大学で均一な内容のものとして行われる必要がある。

そこで、本小委員会においては、すべての大学において十分に教育の質が担保された実務実習が行われるようにするため、また、そのために充実した指導体制及び受け入れ体制が構築されるために、到達目標の作成とともに方略の作成を行った。

この方略は、到達目標を実現するために必要となる学習方法、場所、人的資源、物的資源、時間数の「標準」を示したものである。実務実習の質を担保するとともに、

すべての大学において均一で良質な内容の実務実習が実施されるようにするためには、この方略に基づき、各大学においてカリキュラム編成が行われることが望ましい。

4. 評価について

このモデル・コアカリキュラムにおいては、到達目標と、当該目標に到達するための教育の方法である方略について記載しているが、到達度を評価するための方法は記載していない。この評価の在り方については、後述するように、大学が中心となり、関係機関との間で評価方法の標準化も含めた検討が行われる必要がある。

5. 実務実習モデル・コアカリキュラムの内容について

- (1) 「到達目標」には、実務実習事前学習（「事前学習」）、「病院実務実習」及び「薬局実務実習」における到達目標を掲載した。
- (2) 「事前学習」においては、医療に参画できるようになるために、病院実務実習・薬局実務実習に先立って、大学内で調剤および製剤、服薬説明などの薬剤師職務に必要な基本的知識、技能、態度を修得することを一般目標として、到達目標を列挙している。
- (3) 「病院実務実習」においては、病院薬剤師の業務と責任を理解し、チーム医療に参画できるようになるために、調剤、製剤、服薬指導などの薬剤師業務に関する基本的知識、技能、態度を修得することを一般目標として、到達目標を列挙している。
- (4) 「薬局実務実習」においては、薬局の社会的役割と責任を理解し、地域医療に参画できるようになるために、保険調剤、医薬品などの供給・管理、情報提供、健康相談、医療機関や地域との関わりについての基本的な知識、技能、態度を修得することを一般目標として、到達目標を列挙している。
- (5) 「病院実務実習」及び「薬局実務実習」は、病院薬剤師、薬局薬剤師のいずれを目指すにせよ必要となる内容であり、双方を行うことが必要である。なお、病院実務実習と薬局実務実習の到達目標に一部重複が生じているが、この重複を避け、大学教育における効率的な学習を可能とするため、病院と薬局いずれかにおいて先に履修した事項を、別の機関において実習を行う際には履修済みとして免除可能にすることとし、病院実務実習と薬局実務実習のどちらを先に履修しても、同様の学習効果が得られるようにした。（△で示した項目が該当。なお、免除の度合いについては、各大学における教育目標が達成できるよう、実習施設となる病院及び薬局との間で十分に調整を行うことが望ましい。）

6. 実習の実施時期と効果について

- (1) 「事前学習」については、共用試験受験前に行うことも可能である。なお、早期に実習の導入教育を行うことは、学生のモチベーションを高めるという観点、また、医療人としての知識・技能・態度が一体化した総合的な教育を実施するための有機的なカリキュラム構築という観点から望ましい。
- (2) 「病院実務実習」及び「薬局実務実習」については、実際に調剤等を行い、患者と接することになることから、原則として共用試験実施後に行われることが望ましい。

- (3) 医療の現場における実務実習を経てモチベーションを高めた学生が卒業実習を履修することにより、根拠に基づく医療に貢献できる能力、研究する心と態度、高い創造性と倫理性、問題発見・解決型の能力、論理的思考力、生涯にわたり学び続ける意思と能力を養うことが可能となる。

7. 実務実習モデル・コアカリキュラム実施に当たっての留意事項

(1) 単位数について

実務実習モデル・コアカリキュラムを実施した場合の単位数については、講義・演習については15時間から30時間を1単位、実習については30時間から45時間で1単位という大学設置基準の定めに従い、各大学において適切に定める必要がある。

(2) 受け入れ体制整備の必要性

方略に記された人的資源・物的資源の確保及び時間数の確保に際しては、大学と各施設及び職能団体との密接な連携と協調が必要である。そのために、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会及び薬学教育協議会（調整機構）においては、薬局や病院の十分な協力を確保するとともに、実習を受け入れる薬局及び病院のさらなる整備を行うことが必要である。

また、例えば、複数の施設がグループを形成して学生を受け入れることにより、実習内容の均質化を図るといった工夫が行われる必要もある。

(3) 指導体制の構築

実務実習は大学における教育として行われるものである。従って、大学が実習の質の担保を図る必要がある。医療施設との十分な連携・調整のもと、指導体制が構築される必要がある。また、制度所管官庁及び職能団体において、実務実習の指導が十分に行われるよう、適切な措置が講じられることが必要である。

① 病院実務実習の場合

病院実務実習の場合、病院薬剤師が中心となって指導を行うこととなるが、医師や看護師を含めた医療チーム構成員との連携が必要であり、病院管理者、医師、看護師などに本実務実習の意義を十分に理解してもらい、病院一体となった指導体制が構築されることが不可欠である。

② 薬局実務実習の場合

薬局実務実習の場合、開局薬剤師が中心となって指導を行うこととなるが、均一な実習を行うために、実習に対する薬局管理者又は経営者並びに地域薬剤師会の十分な理解と協力が必要である。

(4) 各大学が行う実務実習の評価について

本モデル・コアカリキュラムに基づいて行われる実務実習に関しては、①実習現場において学生をどのように評価するか、②実習現場における指導体制をどのように評価するか、③大学教育としての実務実習の内容をどのように評価するか、といった事項を明確化する必要がある。それぞれの評価が適切に行われることとなるよう、大学が中心となり、関係機関との間で評価方法の標準化も含めた検討が行われる必要がある。

(5) 違法性の阻却の問題

本モデル・コアカリキュラムは大学教育における薬学教育として必要となる実務実習内容を盛り込んだものである。従って、実習の内容が薬剤師法等の医療関連法規に抵触することがないように、違法性の阻却のための要件がさらに検討される必要がある。

(6) 共用試験の実施

病院実務実習及び薬局実務実習を行う学生が、薬局や病院の現場に出る前に実習を行うに必要な基本的な知識・技能・態度を身につけていることを担保するため、共用試験が実施される必要がある。共用試験においては、知識が十分に習得されているかを問うための問題が作成される必要があり、また、技能・態度の評価方法についても工夫が行われる必要がある。

この共用試験については、実務実習モデル・コアカリキュラムの内容に従って学生が実習を開始する時期までに、本格的に実施される必要がある。

(7) 実務実習モデル・コアカリキュラムの実施時期についての考え方

実務実習モデル・コアカリキュラムは、社会のニーズに応える薬剤師等を育成するために必須の内容であり、各到達目標を実現するための方略を積み上げて作成したものである。この実務実習モデル・コアカリキュラムは、協力者会議報告書で述べられている6年間の教育において履修されることが適切と考える。

なお、このモデル・コアカリキュラムを参考にし、様々な工夫のもと、速やかに各大学において充実した実務実習の実施に向けた取り組みが行われることを期待する。

教 育 目 標

教育目標（一般目標・到達目標）

（I）実務実習事前教育

一般目標：

卒業後、医療に参画できるようになるために、病院実務実習・薬局実務実習に先立って、大学内で調剤および製剤、服薬指導などの薬剤師職務に必要な基本的知識、技能、態度を修得する。

（1）事前学習を始めるにあたって

一般目標：

事前学習に積極的に取り組むために、病院と薬局での薬剤師業務の概要と社会的使命を理解する。

《薬剤師業務に注目する》

到達目標：

- 1) 医療における薬剤師の使命や倫理などについて概説できる。
- 2) 医療の現状をふまえて、薬剤師の位置づけと役割について概説できる。
- 3) 薬剤師が行う業務が患者本位のファーマシューティカルケアの概念にそったものであることについて討議する。（態度）

《チーム医療に注目する》

到達目標：

- 4) 医療チームの構成や各構成員の役割、連携と責任体制を説明できる。
- 5) チーム医療における薬剤師の役割を説明できる。
- △6) 自分の能力や責任範囲の限界と他の医療従事者との連携について討議する。（態度）

《医薬分業に注目する》

到達目標：

- 7) 医薬分業の仕組みと意義を概説できる。

（2）処方せんと調剤

一般目標：

医療チームの一員として調剤を正確に実施できるようになるために、処方せん授受から服薬指導までの流れに関連する基本的知識、技能、態度を修得する。

《処方せんの基礎》

到達目標：

- 1) 処方せんの法的位置づけと機能について説明できる。

- 2) 処方オーダーリングシステムを概説できる。
- 3) 処方せんの種類、特徴、必要記載事項について説明できる。
- 4) 調剤を法的根拠に基づいて説明できる。
- 5) 代表的な処方せん例の鑑査における注意点を説明できる。(知識・技能)
- 6) 不適切な処方せんの処置について説明できる。

《医薬品の用法・用量》

到達目標：

- 7) 代表的な医薬品の用法・用量および投与計画について説明できる。
 - 8) 患者に適した剤形を選択できる。(知識・技能)
 - 9) 患者の特性(新生児、小児、高齢者、妊婦など)に適した用法・用量について説明できる。
- △10) 患者の特性に適した用量を計算できる。(技能)
- 11) 病態(腎、肝疾患など)に適した用量設定について説明できる。

《服薬指導の基礎》

到達目標：

- 12) 服薬指導の意義を法的、倫理的、科学的根拠に基づいて説明できる。

《調剤室業務入門》

到達目標：

- △13) 代表的な処方せん例の鑑査をシミュレートできる。(技能)
- △14) 処方せん例に従って、計数調剤をシミュレートできる。(技能)
- △15) 処方せん例に従って、計量調剤をシミュレートできる。(技能)
- △16) 調剤された医薬品の鑑査をシミュレートできる。(技能)
- △17) 処方せんの鑑査の意義とその必要性について討議する。(態度)

(3) 疑義照会

一般目標：

処方せん上の問題点が指摘できるようになるために、用法・用量、禁忌、相互作用などを含む調剤上注意すべき事項に関する基本的知識、技能、態度を修得する。

《疑義照会の意義と根拠》

到達目標：

- 1) 疑義照会の意義について、法的根拠を含めて説明できる。
 - 2) 代表的な配合変化の組合せとその理由を説明できる。
- △3) 特定の配合によって生じる医薬品の性状、外観の変化を観察する。(技能)
- 4) 不適切な処方せん例について、その理由を説明できる。

《疑義照会入門》

到達目標：

- △5) 処方せんの問題点を解決するための薬剤師と医師の連携の重要性を討議する。(態度)
- 6) 代表的な医薬品について効能・効果、用法・用量を列挙できる。
- 7) 代表的な医薬品について警告、禁忌、副作用を列挙できる。
- 8) 代表的な医薬品について相互作用を列挙できる。
- 9) 疑義照会の流れを説明できる。
- △10) 疑義照会をシミュレートする。(技能・態度)

(4) 医薬品の管理と供給

一般目標：

病院・薬局における医薬品の管理と供給を正しく行うために、内服薬、注射剤などの取扱い、および院内製剤・薬局製剤に関する基本的知識と技能を修得する。

《医薬品の安定性に注目する》

到達目標：

- 1) 医薬品管理の意義と必要性について説明できる。
- 2) 代表的な剤形の安定性、保存性について説明できる。

《特別な配慮を要する医薬品》

到達目標：

- 3) 毒薬・劇薬の管理および取扱いについて説明できる。
- 4) 麻薬、向精神薬などの管理と取扱い(投薬、廃棄など)について説明できる。
- 5) 血漿分画製剤の管理および取扱いについて説明できる。
- 6) 輸血用血液製剤の管理および取扱いについて説明できる。
- 7) 代表的な生物製剤の種類と適応を説明できる。
- 8) 生物製剤の管理と取扱い(投薬、廃棄など)について説明できる。
- △9) 麻薬の取扱いをシミュレートできる。(技能)
- △10) 代表的な放射性医薬品の種類と用途を説明できる。
- △11) 放射性医薬品の管理と取扱い(投薬、廃棄など)について説明できる。

《製剤化の基礎》

到達目標：

- △12) 院内製剤の意義、調製上の手続き、品質管理などについて説明できる。
- △13) 薬局製剤の意義、調製上の手続き、品質管理などについて説明できる。
- △14) 代表的な院内製剤を調製できる。(技能)
- △15) 無菌操作の原理を説明し、基本的な無菌操作を実施できる。(知識・技能)
- △16) 抗悪性腫瘍剤などの取扱いにおけるケミカルハザード回避の基本的な手技を実施できる。(技能)

《注射剤と輸液》

到達目標：

- 17) 注射剤の代表的な配合変化を列挙し、その原因を説明できる。
- △18) 代表的な配合変化を検出できる。(技能)
- 19) 代表的な輸液と経管栄養剤の種類と適応を説明できる。
- △20) 体内電解質の過不足を判断して補正できる。(技能)

《消毒薬》

到達目標：

- 21) 代表的な消毒薬の用途、使用濃度を説明できる。
- 22) 消毒薬調製時の注意点を説明できる。

(5) リスクマネジメント

一般目標：

薬剤師業務が人命にかかわる仕事であることを認識し、患者が被る危険を回避できるようにするために、医薬品の副作用、調剤上の危険因子とその対策、院内感染などに関する基本的知識、技能、態度を修得する。

《安全管理に注目する》

到達目標：

- 1) 薬剤師業務の中で起こりやすい事故事例を列挙し、その原因を説明できる。
- 2) 誤りを生じやすい投薬例を列挙できる。
- 3) 院内感染の回避方法について説明できる。

《副作用に注目する》

到達目標：

- 4) 代表的な医薬品の副作用の初期症状と検査所見を具体的に説明できる。

《リスクマネジメント入門》

到達目標：

- 5) 誤りを生じやすい調剤例を列挙できる。
- △6) リスクを回避するための具体策を提案する。(態度)
- △7) 事故が起こった場合の対処方法について提案する。(態度)

(6) 服薬指導と患者情報

一般目標：

患者の安全確保と QOL 向上に貢献できるようになるために、服薬指導などに関する基本的知識、技能、態度を修得する。

《服薬指導に必要な技能と態度》

到達目標：

- 1) 患者の基本的権利、自己決定権、インフォームド・コンセント、守秘義務などについて具体的に説明できる。
- 2) 代表的な医薬品の服薬指導上の注意点を列挙できる。
- 3) 代表的な疾患において注意すべき生活指導項目を列挙できる。
- △4) インフォームド・コンセント、守秘義務などに配慮する。(態度)
- △5) 適切な言葉を選び、適切な手順を経て服薬指導する。(技能・態度)
- △6) 医薬品に不安、抵抗感を持つ理由を理解し、それを除く努力をする。(知識・態度)
- 7) 患者接遇に際し、配慮しなければならない注意点を列挙できる。

《患者情報の重要性に注目する》

到達目標：

- 8) 服薬指導に必要な患者情報を列挙できる。
- △9) 患者背景、情報（コンプライアンス、経過、診療録、薬歴など）を把握できる。(技能)
- 10) 医師、看護師などとの情報の共有化の重要性を説明できる。

《服薬指導入門》

到達目標：

- △11) 代表的な医薬品について、適切な服薬指導ができる。(知識・技能)
- △12) 共感的態度で患者インタビューを行う。(技能・態度)
- △13) 患者背景に配慮した服薬指導ができる。(技能)
- △14) 代表的な症例についての服薬指導の内容を適切に記録できる。(技能)

(7) 事前学習のまとめ

一般目標：

病院実務実習、薬局実務実習に先立って大学内で行った事前学習の効果を高めるために、調剤および服薬指導などの薬剤師職務を総合的に実習する。

(II) 病院実習

一般目標：

病院薬剤師の業務と責任を理解し、チーム医療に参画できるようになるために、調剤および製剤、服薬指導などの薬剤師業務に関する基本的知識、技能、態度を修得する。

(1) 病院調剤を実践する

一般目標：

病院において調剤を通して患者に最善の医療を提供するために、調剤、医薬品の適正な使用ならびにリスクマネジメントに関連する基本的知識、技能、態度を修得する。

《病院調剤業務の全体の流れ》

到達目標：

1. 患者の診療過程に同行し、その体験を通して診療システムを概説できる。
2. 病院内での患者情報の流れを図式化できる。
3. 病院に所属する医療スタッフの職種名を列挙し、その業務内容を相互に関連づけて説明できる。
4. 薬剤部門を構成する各セクションの業務を体験し、その内容を相互に関連づけて説明できる。
5. 処方せん（外来、入院患者を含む）の受付から患者への医薬品交付、服薬指導に至るまでの流れを概説できる。
6. 病院薬剤師と薬局薬剤師の連携の重要性を説明できる。

《計数・計量調剤》

到達目標：

7. 処方せん（麻薬、注射剤を含む）の形式、種類および記載事項について説明できる。
- 8⁴. 処方せんの記載事項（医薬品名、分量、用法・用量など）が整っているか確認できる。
- 9⁴. 代表的な処方せんについて、処方内容が適正であるか判断できる。
- 10⁴. 薬歴に基づき、処方内容が適正であるか判断できる。
- 11⁴. 適切な疑義照会の実務を体験する。
- 12⁴. 薬袋、薬札に記載すべき事項を列挙し、記入できる。
- 13⁴. 処方せんの記載に従って正しく医薬品の取りそろえができる。（技能）
- 14⁴. 錠剤、カプセル剤の計数調剤ができる。（技能）
- 15⁴. 代表的な医薬品の剤形を列挙できる。
- 16⁴. 代表的な医薬品を色・形、識別コードから識別できる。（技能）
- 17⁴. 医薬品の識別に色、形などの外観が重要であることを、具体例を挙げて説明できる。
- 18⁴. 代表的な医薬品の商品名と一般名を対比できる。
- 19⁴. 異なる商品名で、同一有効成分を含む代表的な医薬品を列挙できる。
- 20⁴. 毒薬・劇薬、麻薬、向精神薬などの調剤ができる。（技能）
- 21⁴. 一回量（一包化）調剤の必要性を判断し、実施できる。（知識・技能）
- 22⁴. 散剤、液剤などの計量調剤ができる。（技能）

- 23⁴. 調剤機器（秤量器、分包機など）の基本的な取扱いができる。（技能）
- 24⁴. 細胞毒性のある医薬品の調剤について説明できる。
- 25⁴. 特別な注意を要する医薬品（抗悪性腫瘍薬など）の取扱いを体験する。（技能）
- 26⁴. 錠剤の粉碎、およびカプセル剤の開封の可否を判断し、実施できる。（知識・技能）
- 27⁴. 調剤された医薬品に対して、鑑査の実務を体験する。（技能）

《服薬指導》

到達目標：

- 28⁴. 患者向けの説明文書の必要性を理解して、作成、交付できる。（知識・技能）
- 29⁴. 患者に使用上の説明が必要な眼軟膏、坐剤、吸入剤などの取扱い方を説明できる。
- 30⁴. 自己注射が承認されている代表的な医薬品を調剤し、その取扱い方を説明できる。
- 31⁴. お薬受け渡し窓口において、薬剤の服用方法、保管方法および使用上の注意について適切に説明できる。
- 32⁴. 期待する効果が十分に現れていないか、あるいは副作用が疑われる場合のお薬受け渡し窓口における対処法について提案する。（知識・態度）

《注射剤調剤》

到達目標：

- 33. 注射剤調剤の流れを概説できる。
- 34. 注射処方せんの記載事項（医薬品名、分量、用法・用量など）が整っているか確認できる。（技能）
- 35. 代表的な注射剤処方せんについて、処方内容が適正であるか判断できる。（技能）
- 36. 処方せんの記載に従って正しく注射剤の取りそろえができる。（知識・技能）
- 37. 注射剤（高カロリー栄養輸液など）の混合操作を実施できる。（技能）
- 38. 注射剤の配合変化に関して実施されている回避方法を列挙できる。
- 39. 毒薬・劇薬、麻薬、向精神薬などの注射剤の調剤と適切な取扱いができる。（技能）
- 40. 細胞毒性のある注射剤の調剤について説明できる。
- 41. 特別な注意を要する注射剤（抗悪性腫瘍薬など）の取扱いを体験する。（技能）
- 42. 調剤された注射剤に対して、正しい鑑査の実務を体験する。（技能）

《安全対策》

到達目標：

- 43⁴. リスクマネジメントにおいて薬剤師が果たしている役割を説明できる。
- 44⁴. 調剤過誤を防止するために、実際に工夫されている事項を列挙できる。
- 45⁴. 商品名の綴り、発音あるいは外観が類似した代表的な医薬品を列挙できる。
- 46⁴. 医薬品に関わる過失あるいは過誤について、適切な対処法を討議する。（態度）
- 47⁴. インシデント、アクシデント報告の実例や、現場での体験をもとに、リスクマネジメントについて討議する。（態度）
- 48⁴. 職務上の過失、過誤を未然に防ぐための方策を提案できる。（態度）
- 49⁴. 実習中に生じた諸問題（調剤ミス、過誤、事故、クレームなど）を、当該機関で用いられるフォーマットに正しく記入できる。（技能）

(2) 医薬品を動かす・確保する

一般目標：

医薬品を正確かつ円滑に供給し、その品質を確保するために、医薬品の管理、供給、保存に必要な基本的知識、技能、態度を修得する。

《医薬品の管理・供給・保存》

到達目標：

1. 医薬品管理の流れを概説できる。
2. 医薬品の適正在庫の意義を説明できる。
3. 納品から使用までの医薬品の動きに係わる人達の仕事を見学し、薬剤師業務と関連づけて説明できる。
4. 医薬品の品質に影響を与える因子と保存条件を説明できる。
5. 納入医薬品の検収を体験し、そのチェック項目を列挙できる。
6. 同一商品名の医薬品に異なった規格があるものについて具体例を列挙できる。
7. 院内における医薬品の供給方法について説明できる。
8. 請求のあった医薬品を取り揃えることができる。(技能)

《特別な配慮を要する医薬品》

到達目標：

9. 麻薬・向精神薬および覚せい剤原料の取扱いを体験する。(技能)
10. 毒薬、劇薬を適切に取り扱うことができる。(技能)
11. 血漿分画製剤の取扱いを体験する。(技能)
12. 法的な管理が義務付けられている医薬品(麻薬、向精神薬、劇薬、毒薬、特定生物由来製剤など)を挙げ、その保管方法を見学し、その意義について考察する。(態度)

《医薬品の採用・使用中止》

到達目標：

13. 医薬品の採用と使用中止の手続きを説明できる。
14. 代表的な同種・同効薬を列挙できる。

(3) 情報を正しく使う

一般目標：

医薬品の適正使用に必要な情報を提供できるようになるために、薬剤部門における医薬品情報管理(DI)業務に必要な基本的知識、技能、態度を修得する。

《病院での医薬品情報》

到達目標：

1. 医薬品情報源のなかで、当該病院で使用しているものの種類と特徴を説明できる。
2. 院内への医薬品情報提供の手段、方法を概説できる。
3. 緊急安全性情報、不良品回収、製造中止などの緊急情報の取扱い方法について説明できる。
4. 患者、医療スタッフへの情報提供における留意点を列挙できる。

《情報の入手・評価・加工》

到達目標：

5. 医薬品の基本的な情報を、文献、MR（医薬情報担当者）などの様々な情報源から収集できる。（技能）
6. DI ニュースなどを作成するために、医薬品情報の評価、加工を体験する。（技能）
7. 医薬品・医療用具等安全性情報報告用紙に、必要事項を記載できる。（知識・技能）

《情報提供》

到達目標：

8. 医療スタッフからの質問に対する適切な報告書の作成を体験する。（知識・技能）
9. 医療スタッフのニーズに合った情報提供を体験する。（技能・態度）
10. 患者のニーズに合った情報の収集、加工および提供を体験する。（技能・態度）
11. 情報提供内容が適切か否かを追跡できる。（技能）

（4）ベッドサイドで学ぶ

一般目標：

入院患者に有効性と安全性の高い薬物治療を提供するために、薬剤師病棟業務の基本的知識、技能、態度を修得する。

《病棟業務の概説》

到達目標：

1. 病棟業務における薬剤師の業務（薬剤管理、与薬、リスクマネージメント、供給管理など）を概説できる。
2. 薬剤師の業務内容について、正確に記録をとり、報告することの目的を説明できる。
3. 病棟における薬剤の管理と取扱いを体験する。（知識・技能・態度）

《医療チームへの参加》

到達目標：

4. 医療スタッフが日常使っている専門用語を適切に使用できる。（技能）
5. 病棟において医療チームの一員として他の医療スタッフとコミュニケーションする。（技能・態度）

《薬剤管理指導業務》

到達目標：

6. 診療録、看護記録、重要な検査所見など、種々の情報源から必要な情報を収集できる。（技能）
7. 報告に必要な要素（5W1H）に留意して、収集した情報を正確に記載できる（薬歴、服薬指導歴など）。（技能）
8. 収集した情報ごとに誰に報告すべきか判断できる。（技能）
9. 患者の診断名、病態から薬物治療方針を把握できる。（技能）
10. 使用医薬品の使用上の注意と副作用を説明できる。
11. 臨床検査値の変化と使用医薬品の関連性を説明できる。
12. 医師の治療方針を理解したうえで、患者への適切な服薬指導を体験する。（技能・態度）
13. 患者の薬に対する理解を確かめるための開放型質問方法を実施する。（技能・態度）

14. 薬に関する患者の質問に分かり易く答える。(技能・態度)
15. 患者との会話を通して、服薬状況を把握することができる。(知識・技能)
16. 代表的な医薬品の効き目を、患者との会話や患者の様子から確かめることができる。(知識・技能)
17. 代表的な医薬品の副作用を、患者との会話や患者の様子から気づくことができる。(知識・技能)
18. 患者がリラックスし自らすすんで話ができるようなコミュニケーションを実施できる。(技能・態度)
19. 患者に共感的態度で接する。(態度)
20. 患者の薬物治療上の問題点をリストアップし、SOAPを作成できる。(技能)
21. 期待する効果が現れていないか、あるいは不十分と思われる場合の対処法について提案する。(知識・技能)
22. 副作用が疑われる場合の適切な対処法について提案する。(知識・態度)

《処方支援への関与》

到達目標：

23. 治療方針決定のプロセスおよびその実施における薬剤師の関わりを見学し、他の医療スタッフ、医療機関との連携の重要性を感じとる。(態度)
24. 適正な薬物治療の実施について、他の医療スタッフと必要な意見を交換する。(態度)

(5) 薬剤を造る・調べる

一般目標：

患者個々の状況に応じた適切な剤形の医薬品を提供するため、院内製剤の必要性を認識し、院内製剤の調製ならびにそれらの試験に必要とされる基本的知識、技能、態度を修得する。

《院内で調製する製剤》

到達目標：

1. 院内製剤の必要性を理解し、以下に例示する製剤のいずれかを調製できる。(軟膏、坐剤、散剤、液状製剤(消毒薬を含む)など)(技能)
2. 無菌製剤の必要性を理解し、以下に例示する製剤のいずれかを調製できる。(点眼液、注射液など)(技能)

《薬物モニタリング》

到達目標：

3. 実際の患者例に基づき TDM のデータを解析し、薬物治療の適正化について討議する。(技能・態度)

《中毒医療への貢献》

到達目標：

4. 薬物中毒患者の中毒原因物質の検出方法と解毒方法について討議する。(知識、態度)

(6) 医療人としての薬剤師

一般目標：

常に患者の存在を念頭におき、倫理観を持ち、かつ責任感のある薬剤師となるために、医療の担い手としてふさわしい態度を修得する。

到達目標：

1. 患者および医薬品に関連する情報の授受と共有の重要性を感じとる。(態度)
2. 患者にとって薬に関する窓口である薬剤師の果たすべき役割を討議し、その重要性を感じとる。(態度)
3. 患者の健康の回復と維持に薬剤師が積極的に貢献することの重要性を討議する。(態度)
4. 生命に関わる職種であることを自覚し、ふさわしい態度で行動する。(態度)
5. 医療の担い手が守るべき倫理規範を遵守する。(態度)
6. 職務上知り得た情報について守秘義務を守る。(態度)